

日本成人先天性心疾患学会
評議員および評議員会規定

(目的)

第1条 本規定は、日本成人先天性心疾患学会（以下、「本会」とする。）の評議員および評議員会に関する事項を定めることを目的とする。

(評議員会の設置)

第2条 本会に、正会員総数の10%を上限として、評議員を置く。評議員は、理事長の諮問に応じて、本会の運営に関する助言をすることができる。

2. 循環器内科、小児循環器、心臓血管外科、その他の科の医師（産婦人科・麻酔科など）の評議員数が会員数に順じそれぞれ10%、10%、5%、5%以上となるように選出する。その他、ACHD 総合診療体制に必要と考えられる専門職については2名以上の評議員が選出されることが望ましい。
3. 選出の際は地域性のバランスを考慮して選出する。

(資格)

第3条 本会の評議員は、次の資格を備えるものとする。

- (1) 成人先天性心疾患学に対する造詣が深いこと。
- (2) 本会において活発な活動を行っていること。
- (3) 原則として承認時点で引き続き5年以上、本会の会員であること。
- (4) 選出される年の前年の12月1日時点において64歳以下の者。

(選出)

第4条 新評議員の候補者は、2年に一度、理事会にて定める立候補受付期間内に、理事長宛に下記の書類を送付する。

- (1) 理事または評議員2名からの各推薦状(2通)
- (2) 履歴書 計1通
 - ・略歴
 - ・本会学術集会における発表履歴、座長履歴
 - ・業績（英文・邦文を問わない、成人先天性心疾患領域を必ず含むこと）
 - ・他学会発表履歴
2. 新評議員は、理事会における出席理事の過半数の賛成により承認される。
3. 同一申請年度内において、1施設から2名以上の推薦は認めない。

(任期)

第5条 評議員の任期は、選出後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例評議員会終結の時までとし、再任は妨げない。

2. 再任にあたっては、次の条件を満たす者とする。

(1) 引き続き、評議員として本会に貢献する意思のある者。

(2) 任期中、学術集会・定例総会・定例評議員会（座長・発表者・一般参加を問わない）のすべてに1回以上参加をしている者。

(3) 再任する年の前年の12月1日時点において64歳以下の者。

3. 再任を希望する者は、理事会にて定める更新受付期間内に、理事長宛に下記の書類を送付する。

(1) 評議員更新申請書

(2) 学術集会の参加証明（案 ネームカード部分：コピー可能）

(辞任・解任)

第6条 やむを得ない事由により、任期中に評議員を辞任したい者は、理事長までその旨を届け出し、理事長は受理後の定例理事会および定例評議員会にて報告をする。

2. 評議員としてふさわしくない行為があった者について、理事会における出席理事の3分の2以上の賛成により解任することができる。

3. これらの辞任・解任、あるいは定年による評議員の補充は行わない。

(構成)

第7条 評議員会は、理事長およびすべての理事、評議員をもって構成する。

(招集)

第8条 評議員会は、理事長がこれを招集する。

(議長)

第9条 評議員会の議長は、理事長とする。

(決議)

第10条 評議員会の決議は、評議員の2分の1以上が出席し、その過半数をもって行う。

2. やむを得ない事由により評議員会に出席できない評議員は、書面をもって他の評議員

を代理人として表決を委任することができる。

3. 前項の規定により委任した評議員は、その評議員会に出席したものとみなす。

(改廃)

第 11 条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。